日調連発第３６１号
令和６年２月２６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和６年能登半島地震発生前の測量成果に基づき作成された地籍図
及び土地改良図面等の取扱いについて（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令和６年２月１３日

地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿
（前橋、長野、新潟、金沢、富山）

法務省民事局民事第二課　三枝補佐官

令和６年能登半島地震発生前の測量成果に基づき作成された地籍図及び土地改良図面等の取扱いについて

令和６年能登半島地震発生前の測量成果に基づき作成され、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号。以下「国調法」という。）第２０条第１項に基づき登記所に送付される地図（以下「地籍図」という。）及び土地改良登記令（昭和２６年政令第１４６号）第５条第２項第３号又は土地区画整理登記令（昭和３０年政令第２２１号）第４条第２項第３号に基づき登記所に提供される換地処分後の土地の全部についての所在図（以下「土地改良図面等」という。）については、同地震発生前に国調法第１９条第２項の認証又は同条第５項の指定を受けた時点で、記録されている各土地の各筆界点の座標値等は精度が確認されており、今後国土地理院が座標補正パラメータを公表した際には、地震発生前に既に備え付けられている地図も含め、座標補正パラメータの適用を行い座標値等の修正が行われることが想定されます。

したがって、標記地籍図及び土地改良図面等については、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１４条第１項の規定に基づく地図として備え付けることが相当ですので、貴管下登記官への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、この取扱いについては、国土交通省及び農林水産省と協議済であることを申し添えます。

おって、今後、国土交通省国土地理院から同地震に係る座標補正パラメータが公表される予定となっているところ、当該パラメータが公表された後の取扱

いについては、別途連絡します。